

境港市教育委員会告示第16号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和2年9月24日

境港市教育委員会教育長 松本敏浩

1 事業概要

(1) 事業名

境港市学習用タブレット端末整備事業

(2) 事業内容

GIGA スクール構想の実現に向けて、学習用タブレット端末を整備する。

(3) 履行期限

令和3年3月31日まで

(4) 提案上限額

総額146,520,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 参加資格要件

(1) 基本事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の事業者及び複数の事業者で構成される共同企業体のいずれかとする。

なお、共同企業体による提案の場合には、共同企業体内で代表者を決めるとともに、代表者は本プロポーザルに係る窓口となり、境港市教育委員会と共同企業体との正確な意思伝達役を務めるものとする。

(2) 参加資格

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の決定までに間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 本事業の目的を達成するために必要なすべての資格を有すること。

イ 鳥取県西部地区（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）の事業者であること。

ウ 境港市物品等契約希望者登録名簿（パソコン類）に登録されていること。

エ 境港市から指名停止の措置を受けていないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

カ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行わない者またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の場合の特記事項

ア 共同企業体を構成する事業者のうち、1以上の事業者が、上記(2)ア及びイの参加資格を有するものとする。

イ 共同企業体を構成するすべての事業者が、上記(2)ウ～キの参加資格を有するものとする。

ウ 共同企業体を構成するすべての事業者が、単独または他の共同企業体に属して本プロポーザルに参加することはできないものとする。

3 担当部署（問い合わせ及び書類提出先）

〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地 境港市教育委員会事務局教育総務課

電話：0859-47-1085

4 プロポーザル実施要領の交付

プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和2年9月24日（木）から同年10月9日（金）までの間に、境港市ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

(1) 交付期間

令和2年9月24日（木）から同年10月9日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、土曜日、日曜日を除く。

(2) 交付場所

3（担当部署）に同じ。

5 参加申込の手続き

(1) 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加表明書等を作成し、これを持参し、または郵送（宅配便含む。）すること。

(2) 提出期限

令和2年10月9日（金）午後5時

(3) 提出場所
3 (担当部署) に同じ。

(4) 参加資格の確認
参加資格の確認結果について、令和2年10月14日(水)までに通知する。

6 提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格を有することが確認できた者は、実施要領に基づき企画提案書等を作成し、これを持参し、または郵送(宅配便含む。)すること。

(2) 提出期限

令和2年10月21日(水)午後5時

(3) 提出場所

3 (担当部署) に同じ。

7 審査

境港市学習用タブレット端末整備事業者審査委員会を設置し、企画提案書等の評価を行う。

8 最優秀提案者の選定

審査の結果、最も評価の高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。

9 契約締結の交渉

最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、審査において、評価の高い提案者から順に契約締結の交渉を行う。

10 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付する実施要領によるものとする。